

## ■大規模行為の適用除外となる行為について

### (2) 届出の適用除外となる行為

- ・ 景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

#### 1) 景観法に規定する届出の適用除外となる行為

**景観法 第16条第7項各号**

#### 2) 景観法に基づく条例に規定する届出の適用除外となる行為

**景観法 第16条第7項第11号** に基づく **各務原市都市景観条例 第20条**

### ・各務原市都市景観条例 第20条 に規定する届出の適用除外行為【要旨】

#### 1. 建築物の新築・増築・改築・移転

- ・ 高さ20m以下のもので、地上の階数が6以下で、かつ、延べ面積が1,000㎡以下<sup>\*1</sup>のもの

#### 2. 1. に規定する規模を超える建築物の増築（増築後において 1. に規定する規模を超えるものを含む。）

- ・ 行為に係る部分の延べ面積が500㎡以下<sup>\*2</sup>のもの

#### 3. 1. に規定する規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更

- ・ 変更に係る部分の面積の合計が500㎡以下のもの

#### 4. 工作物の新設・増築・改築・移転

- ア 建築基準法施行令第138条第1項第1号、第2号、第4号に掲げるもの
  - ・ 高さ20m以下<sup>\*3</sup>のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
- イ 建築基準法施行令第138条第1項第3号に掲げるもののうち装飾塔、記念塔、その他類するもの
  - ・ 高さ20m以下<sup>\*3</sup>のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
- ウ 建築基準法施行令第138条第1項第5号に掲げるもの
  - ・ 高さ4m以下のもの
- エ 建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げるもの
  - ・ 高さ20m以下<sup>\*3</sup>のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
- オ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げるもの
  - ・ 高さ20m以下<sup>\*3</sup>のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
- カ 建築基準法施行令第138条第3項第2号に掲げるもの
  - ・ 高さ20m以下<sup>\*3</sup>のもの
- キ 建築基準法施行令第138条第3項第3号から第6号までに掲げるもの
  - ・ 高さ20m以下<sup>\*3</sup>のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの

【次項に続く】

・各務原市都市景観条例 第20条 に規定する届出の適用除外行為【要旨】

- ク 各務原市都市景観条例 第2条第2号ア の かつ書き に掲げるもの  
・高さ20m以下<sup>※3</sup>のもの
- ケ 各務原市都市景観条例 第2条第2号イ に掲げるもの  
・高さ20m以下<sup>※3</sup>のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
- コ 各務原市都市景観条例 第2条第2号ウ に掲げるもの  
・高さ4m以下のもの
- サ 各務原市都市景観条例 第2条第2号エ に掲げるもの  
・高さ20m以下<sup>※3</sup>のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの

5. 4. ア～サ に規定する規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更

- ・変更に係る部分の面積の合計が500㎡以下のもの

6. 景観法 第16条第1項第3号に規定する行為

7. 各務原市都市景観条例 第17条第1号に規定する行為

- ・行為に係る面積が3,000㎡以下で、かつ、高さが3mを超え、かつ、長さが30mを超える法面、擁壁を生じないもの

8. 各務原市都市景観条例 第17条第2号に規定する行為

- ・行為に係る面積が3,000㎡以下のもの

9. 各務原市都市景観条例 第17条第3号に規定する行為

- ・高さ3m以下のもので、かつ、その用に供される土地の面積が500㎡以下のもの
- ・都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の区域内で行われるもの
- ・60日を超えて継続しないもの

10. 各務原市屋外広告物条例 (平成18年 条例第20号) 第8条の許可の基準に適合する表示又は掲出する物件の設置

11. 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されない場所における行為

- ※1 土地利用目的、利用形態及び物理的形狀が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときは、延べ面積の合計が1,000㎡を超えるものを除く。
- ※2 新築又は増築から1年以内の増築で、増築後の建築物の規模が1. に規定する規模を超えるものを除く。
- ※3 建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるものを除く。